

長崎県後期高齢者医療広域連合の保険料等負担金の  
納付に関する規則

平成20年3月25日 規則第7号

平成21年3月27日 規則第3号

最終改正 平成24年3月14日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第98条及び法第105条並びに長崎県後期高齢者医療広域連合規約（長崎県指令18市町振第754号）第17条の規定に基づき、長崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）を組織する市町（以下「市町」という。）が、広域連合に対して納付する療養給付費負担金、保険基盤安定負担金及び保険料負担金（以下「保険料等負担金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「保険料等負担金」とは、市町が、広域連合が行う後期高齢者医療に要する費用に充てるため、広域連合に対して納付する次に掲げるものをいう。

- (1) 療養給付費負担金 法第98条の規定による市町の一般会計における負担金
- (2) 保険基盤安定負担金 法第99条の規定による市町の一般会計から特別会計への繰入金
- (3) 保険料負担金

ア 法第107条第1項に規定する特別徴収の方法によって徴収する保険料

イ 法第107条第1項に規定する普通徴収の方法によって徴収する保険料及び長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第11号）第24条に規定する延滞金

（保険料等負担金の納付等）

第3条 前条に掲げる保険料等負担金の納付方法は、広域連合の長（以下「広域連合長」という。）が発行する請求書又は納付書により納付するものとする。

2 保険料等負担金の納付期限は、次の各号に掲げる保険料等負担金の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、納付期限の日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その前の最も近い金融機関の営業日とする。

(1) 療養給付費負担金 毎月13日

(2) 保険基盤安定負担金 次のとおりとする。

ア 2月10日

イ 4月10日

(3) 特別徴収の方法によって徴収する保険料 奇数月の20日

(4) 普通徴収の方法によって徴収する保険料及び延滞金 徴収した月の翌月20日

3 前項第4号の規定にかかわらず、出納整理期間中に徴収した過年度賦課分の保険料及び延滞金の納付期限は、6月20日とする。

（委任）

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日規則第3号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月14日規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。